

経営改善計画策定支援事業利用案内

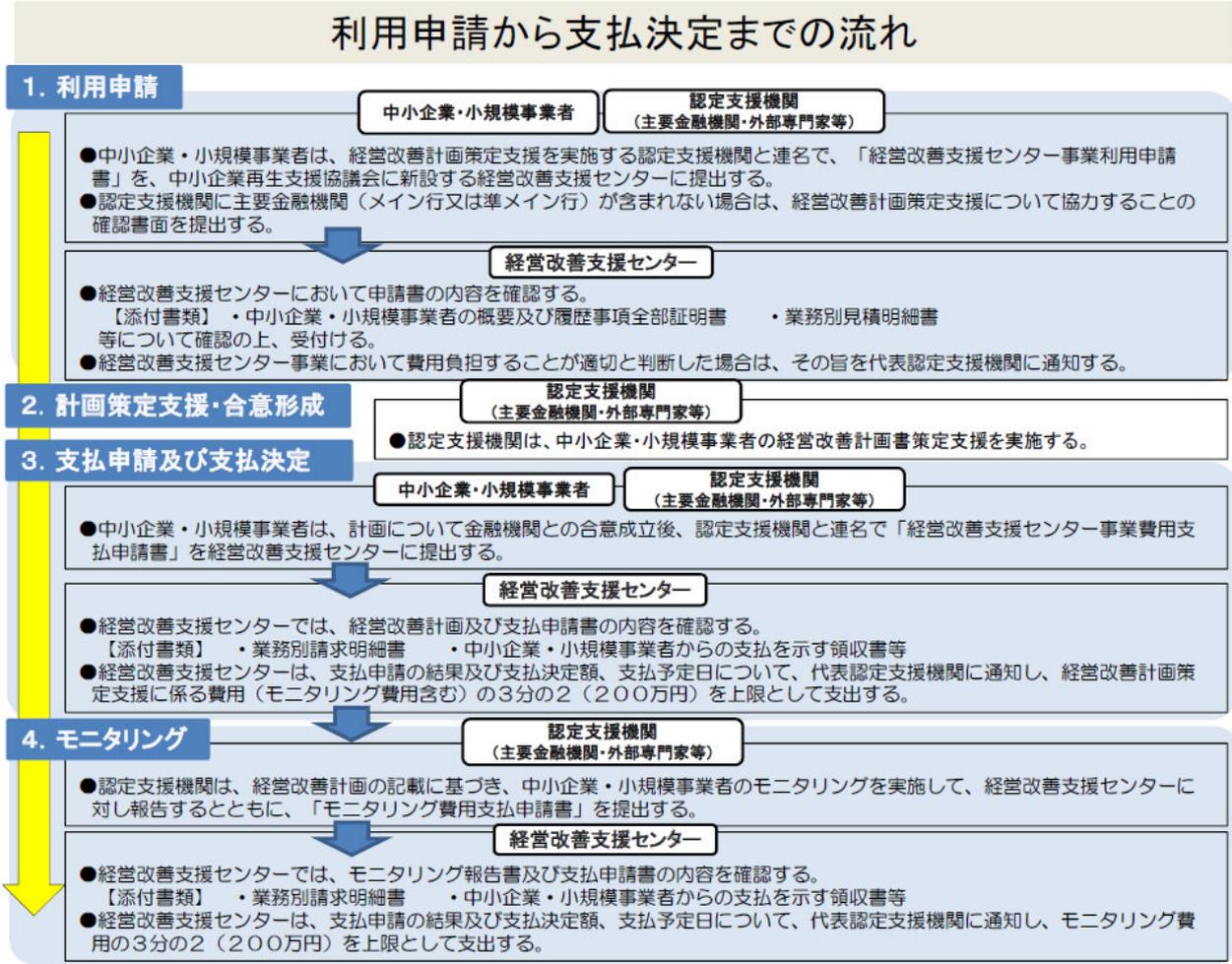
---認定支援機関等向けマニュアル・FAQの更新---

借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えていて、金融支援が必要な中小企業・小規模事業者の多くは、自ら経営改善計画等を策定することが難しい状況にあります。

こうした中小企業・小規模事業者を対象として、中小企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）が中小企業・小規模事業者の依頼を受けて経営改善計画などの策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善を促進します。

全都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会に『経営改善支援センター』を新設しました。（3月設置済み）

本事業は、一定の要件の下、認定支援機関が経営改善計画の策定を支援し、中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用の総額について、経営改善支援センターが、3分の2（上限200万円）を負担するものです。



中小企業庁は、認定機関向けマニュアルを更新しました。詳細は、ホームページを参照してください。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/0308KaizenKeikaku.html>